

令和4年4月28日
自動車局旅客課

タクシー事業に対する燃料価格激変緩和対策事業を実施します

「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」の申請受付を、4月28日（木）から開始いたします。

国土交通省では、現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和し、今後の需要回復局面において、タクシーの供給を順調に回復するための下支えとして、LPガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援する事業を実施します。（本事業は、令和3年度補正予算及び令和3年度予備費によるものです。）

1 補助対象事業者

一般乗用旅客自動車運送事業者

2 申請受付期間

第1回：令和4年4月28日（木）～同年5月13日（金）

・支払予定日（※）：令和4年5月20日（金）

・申請方法：メール、HP（HPについては、開設次第申請受付）等

第2回：令和4年5月14日（土）～同年5月25日（水）

・支払予定日（※）：令和4年6月1日（水）

・申請方法：HP 等

第3回：令和4年5月26日（木）～同年6月24日（金）16時

・支払予定日（※）：令和4年7月4日（月）

・申請方法：HP 等

※ それぞれの支払予定日は、HPからの申請の場合のものです。メール、郵送による申請は予定日より遅い日の支払となりますのでご承知おきください。

3 支援内容

令和4年1月27日～同年3月31日の間における、LPガスの価格高騰相当分を支援。

※令和4年度4月以降の事業については、別途お知らせします。

4 事業の執行団体

パシフィックコンサルタンツ（株）

具体的な事業内容や申請方法等の詳細については、[パシフィックコンサルタンツ（株）のホームページ](#)をご確認ください。

【タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局特設Webサイト】

<https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>

【お問い合わせ先】

（補助事業の申請に関すること）

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

（パシフィックコンサルタンツ（株）内）

TEL：050-5527-4152

（事業全般に関すること）

自動車局旅客課 有馬、上中、富田

代表：（03）5253-8111（内線41223）

直通：（03）5253-8571